

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年10月5日 14時00分ごろ
発生場所	茨城県大洗町大洗港南東方沖 大洗港沖防波堤南灯台から真方位128°13.5海里付近 （概位 北緯36°09.2′ 東経140°48.5′）
インシデントの概要	漁船 ^{まさ} 政丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 政丸、1.07トン
船舶番号、船舶所有者等	IG3-4555（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 1、視程 約11km 海象：平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えてGPSプロッターを 作動させて帰航中、燃料が欠乏し、船外機が停止した。 本船は、船長から無線で通報を受けた所属漁業協同組合が海上保安 庁に通報し、捜索中に発見され、同組合の所属船にえい航された。 本船は、陸地の山並みが見えない中、GPSプロッターの誤操作に より、映像を映すことができず、船長が風及び波の状況から大洗港に 向かっていると思っていたが、実際は南西方に航行していたので、航 行距離が長くなって燃料を消費した。
分析	本船は、船長が、陸地の山並みが見えず、GPSプロッターの映像 を映すことができない状況下、大洗港に向かっていると思って航行し ていたものの、実際は南西方に向けて航行していたことから、航行距 離が長くなり、搭載していた燃料を使い切って船外機の運転ができな くなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、陸地の山並みが見えず、GPSプロッ ターの映像を映すことができない状況下、大洗港に向かっていると思 って航行していたものの、実際は南西方に向けて航行していたため、 航行距離が長くなり、搭載していた燃料を使い切って船外機の運 転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、GPSプロッター等の航海計器の整備を行い、取り扱いに習熟すること。・ 船長は、発行前の点検で、燃料油量を必ず点検するとともに航程を考慮して十分に余裕を持った量を搭載しておくこと。 |
|--|---|